

京都市告示第 3 0 6 号

児童福祉法（以下「法」という。）第 2 4 条の 2 8 の規定により、次のとおり法第 2 4 条の 2 6 に規定する指定障害児相談支援事業者を指定しました。

令和 8 年 8 月 1 0 日

京都市長 松井 孝治

1 申請者

合同会社ぱるん（代表社員 田中 綾華）

2 申請者の主たる事務所の所在地

京都市南区吉祥院三ノ宮西町 5 番地 4

3 事業所の名称

相談支援事業所ぱるん

4 事業所の所在地

京都市右京区太秦組石町 20-1 B ハイツ 305 号室

5 指定する事業の種類

障害児相談支援

6 指定年月日

令和 8 年 8 月 1 日

7 事業所番号

2 6 7 0 7 0 0 2 7 3

（子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課）